

## USPTO、PTAB の決定に対する長官レビューの最終規則を公表

2024 年 10 月 1 日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、田畠

USPTO は、10 月 1 日付の官報において、特許審判部（PTAB）の決定に対する長官レビューの最終規則を公表した<sup>1</sup>。同規則は、10 月 31 日に発効する。

USPTO は 2024 年 4 月に規則案を公表して意見募集を行っており<sup>2</sup>、今般公表された最終規則は、意見募集後の検討を踏まえたものであるものの、意見の多くは採用されておらず、規則案から大きな変更を伴うものではない。

最終規則では、当事者系レビュー（Inter Partes Review: IPR）や付与後レビュー（Post Grant Review: PGR）の決定のみならず、特許法 135 条に規定される由来手続き（冒認出願の認定手続き）に関する決定や、IPR や PGR の請求却下なども長官レビューの対象となる点が明確化されている。

また、長官レビューが請求された場合に加えて、長官レビューの請求期間が合理的な理由により延長された場合、審判合議体の決定が確定しない点も明確化されている。

長官レビューの請求対象となる決定を整理すると次のとおりである。

- (1) 審理開始の決定
- (2) IPR、PGR、由来手続きに関する審決（審判合議体による最終審理結果）
- (3) 審理開始の決定または審決に対する再審理の決定
- (4) その他、IPR などの AIA レビューに関する決定

官報では、長官レビューの暫定手続きが開始されてから 2024 年 8 月 1 日までの統計情報も報告されている。これによると、長官レビューが請求された 382 件のうち、手続きが完了しているのは 369 件であり、337 件で請求が認められなかったとされている。また、長官が自らレビューを実施した事案は 37 件と報告されている。

USPTO は、長官レビューに関する情報をウェブサイトで公開しており<sup>3</sup>、最新の情報は当該サイトから入手することが可能である。

USPTO の Vidal 長官は、ユーザーから寄せられた意見に感謝を述べるとともに、「USPTO は、全てのイノベーターの利益のために、PTAB の手続きが公平で透明性が高く、効率性の高いものとなるように引き続き改善に努める」と発言している。

（以上）

<sup>1</sup> Rules Governing Director Review of Patent Trial and Appeal Board Decisions

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/us/2024/20240425.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2024/20240425.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.uspto.gov/patents/patent-trial-and-appeal-board/status-director-review-requests>